

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

氷上郡市島町

2 構造改革特別区域の名称

環境保全型農業等推進特区

3 構造改革特別区域の範囲

兵庫県氷上郡市島町の全域

4 構造改革特別区域の特性

市島町は、兵庫県の中東部に位置し、中国山脈東端で丹波高原の一部に属し、北と東を京都府に接しており、阪神圏から約80kmで、舞鶴若狭自動車道やJR福知山線を利用すれば約1時間から1時間30分の距離にある。

総面積7,715haのうち、林野面積5,463ha(70.8%)、農地面積1,319ha(17.1%)、宅地面積199ha(2.6%)、その他734ha(9.5%)で、緑多い自然豊かな中山間地の町である。

総人口は平成16年4月1日現在で10,531人、世帯数3,324世帯であり、ここ数年横ばいで推移しているが、高齢化率は25.6%と年々高齢化が進んできている。

農地面積のうち農業振興地域内農用地面積は、1,074haで総農地面積の81.4%を占めている。農地の大半を昭和37年からほ場整備に取り組み、整備率は96%に達しており、昭和43年からは県営農地開発事業にも取り組み、120ha余りの新しいほ場を整備している。

2000年農林業センサスによる農家戸数は1,391戸、専業農家131戸、第1種兼業58戸、第2種兼業1,202戸で1戸当たり単純平均耕作面積は70aとなっている。

農業形態は、稲作中心の第2種兼業農家となっており、近年は農業担い手の減少と高齢化が進んでいる。一方、農業生産面では、水稻590ha、乳牛237頭、和牛1,230頭、大豆小豆類70ha、飼料作物80ha、採卵鶏71,000羽、花木40haの経営が行われている。

しかしながら、農地は標高が40mから150mの傾斜地にあり、ほとんどが畦畔を多くかかえる棚田地帯にあって、父祖伝来の耕地を守るべしの昔ながらの精神は、今や崩壊の一途をたどりつつある。

本町では、昭和50年に「農薬・化学肥料を使用しない農業を進めたい。安全で栄養価の高い農産物を生産しよう。」との思いから、市島町有機農業研究会が発足した。産消提携による流通体制を確立し、消費者との交流を続けている中、農業の基本は土づくりにあるとの理念のもと、町直営の堆肥センターの建設(平成4年度より稼働)を契機に、「有機の里づくり」をスローガンとして有機農業や環境に配慮した環境保全型農業への取り組みが拡大した。

平成11年に「有機の里づくり」と生産組織の連携強化を進めるため、「市島町まちおこし専門員設置

条例」を制定し、全国公募によって2名の専門員を設置した。平成12年には、町内の有機農産物等生産者組織11団体で構成する「市島町有機農業推進協議会」を発足し、町内有機農業推進グループ等の連携と地域への一層の理解促進を図った。そして、平成13年には、この組織のメンバーが中心となり、農業の振興を基底とし、農業の活性化を目的とするNPO法人「いちじま丹波太郎」を設立した。このNPO法人「いちじま丹波太郎」は、地産地消の推進のため、町内産の有機農産物や特別栽培農産物等を中心とした直売所「まちおこし会館」の運営をはじめ、学校給食用の野菜の供給、また、有機農業学校を開校し農作業体験や調理研究等による都市との交流活動、町内産農産物の加工研究等も行っている。

本町では、整備された農地を有効活用した「有機の里づくり」等に積極的に取り組んできたが、農業後継者の不在及び担い手の減少と高齢化により農地の遊休化が確実に進行していく中で、町外からの新規就農希望者をより多く受け入れ、担い手として育成確保していくことが求められている。さらに、定年帰農者をはじめとする定年後就農者等農家の後継者や、農業を営むことを目的にした多様な担い手を育成することも求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町では有機農業を志す新規就農希望者の受け入れにも積極的に取り組んでおり、その推進のため、町との協働事業体とも言うべきNPO法人「いちじま丹波太郎」に、環境保全型農業の後継者及び担い手確保のための新規就農希望者の相談・助言・指導に係る業務等を委託しているが、さらに特定事業により、新規就農希望者が研修を望むとき、農地の特性をつかみ基本となる土づくりを身につけるための実習・研修用農地等の提供を一体的に行うことで、円滑な就農等を促進することが可能となる。

すなわち、特定事業を活用して「有機の里いちじま」を確立するためには、第3セクターや民間企業に比して自由闊達で、かつ、干渉束縛を受けず多くの支援者を有することができる中核的な組織・体制が必要となる。そこで有機農業をはじめとする環境保全型農業の先導者や実践者を多く含む町民が組織するNPO法人「いちじま丹波太郎」が特定法人となり、農地所有者と新規就農希望者との間に入ることで、スムーズに町内に点在する農地を借り入れ、実習・研修用農地等としての利用を図る。

NPO法人「いちじま丹波太郎」の会員が就農研修者を受け入れることにしているが、これら受け入れ農家の農地は、試行錯誤や失敗を重ねながらの経験による土づくりが長年にわたり着実に行われている農地であり、就農研修希望者にとって基本である土づくりからの研修には不向きな面があるが、遊休農地等を実習・研修用農地として利用することで土づくりの基礎から実体験できる。また、就農研修者が研修期間中に受け入れ農家のもとで基本技術を習得した後、就農地を他に求め得たとしても、基本となる土づくりから出発しなければならず、農業経営・生活設計等の就農計画に支障を来すこととなるが、研修期間中に並行して土づくりを行うことで、就農後の経営の安定が図られる。

さらに、町が事業主体である場合は、就農研修希望者が都合によりその研修を途中で断念した時、町自らがその農地を管理することはできず、農地所有者へ返還することによって、遊休化を助長することになりかねないが、NPO法人「いちじま丹波太郎」であれば、貸し付けを受けた研修農地において、就農研修希望者等が不在となった場合、単なる農地保有としての農地管理事業を行うのではなく、技術研究農場としての利用が期待できる。また、その間における土づくりや栽培作物等の履歴を把握しているため、新たな就農研修希望者への実習・研修農地等としても効果を発揮することができる。

本計画は、ただ単に民間企業に貸し付けによる農地の権利取得の容認を求め、農業分野への参入機会を広げるのではなく、特定非営利活動促進法により「環境の保全」を図る活動を目的に地域住民自らが設立した法人で、環境保全型農業を推進する活動を特定非営利活動に係る事業とするNPO法人「いちじ

ま丹波太郎」が貸し付けによる農地を権利取得し、今後さらに新規就農希望者が円滑に就農できるようにするため、NPO法人「いちじま丹波太郎」自らが研修農場等を設けることにより、そのほ場の特性を会得する基本からの栽培指導を含めた研修先となり、自主的・主体的に行なわれる新たな就農者の人材育成の取り組みとともに、環境保全型農業推進のため、NPO法人「いちじま丹波太郎」が、より強力な推進母体となるべく、モデル農場や栽培技術研究農場等を設置し、環境保全型農業の実証、普及推進、拡大啓発等の取り組みを通じ、「有機の里いちじま」の確立を図るものである。

また、この新規就農希望者の実習・研修用農地は、就農後引き続き本人の就農地となるが、農地取得の下限面積要件の弾力化によって、小規模な面積でも農地の取得が可能となり、より一層の就農促進が期待できるとともに、自らが所有する農地を取得することで農業経営意欲の醸成が図れる。さらに、即就農を希望する者や定年後就農者に対しても同様に農地の取得が容易となり、多様な担い手による農地の保全や有効活用により、担い手不足の解消や農地の遊休化防止を図る。

こうした「有機の里いちじま」の確立によって、地域の環境を守り農地を有効活用した持続可能な食料・農業・農村の構築につながり、周辺市町のみならず、全国への波及が期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

新規就農者の育成（担い手育成・人材育成）及び環境保全型農業のけん引役としての位置付けを農業者等から期待され、重要視されているNPO法人「いちじま丹波太郎」が、特定事業の実施も含め、新規就農希望者の受け入れ支援体制の中心となることで、就農相談業務をはじめ、受け入れ農家としての就農研修希望者への栽培指導や就農への指導・助言のみならず、地域慣行等の精通者でもあることから、地域密着型の相談役やアドバイザー的な存在として、新規就農希望者と地域との融和の橋渡し役・推進役となり、より円滑な就農支援ができる。また、このNPO法人「いちじま丹波太郎」の役員及び生産者会員等は町内に分散しているため、新規就農希望者を初めとする多様な担い手の育成確保（人材育成）を図るとともに、その就農者を市島町の全域に分散させ、地域（集落）ごとの担い手に位置付けることにより、この特定事業が地域全体に広がり、環境保全効果の誘因剤としての相乗効果をもたらし、農地の荒廃及び遊休化の防止を図る。このため、新規就農希望者の意向を尊重しつつも、担い手の減少と高齢化等の傾向が高くなると予測される地域から、この新規就農希望者を計画的に配置する。

地域配置計画としては、平成15年度3名（竹田・前山・美和地区各1名）、平成16年度4名（竹田・前山地区各2名）、平成17年度4名（鴨庄・美和地区各2名）、平成18年度3名、平成19年度3名、平成20年度2名を目標とする。

また、NPO法人「いちじま丹波太郎」の先導的・実践的生産者等が相協力し、環境保全型農業による生物の生態系調査をはじめ、環境保全型農業の栽培技術の確立を図るとともに、環境保全型農業技術のモデル農場等を設置することにより、先導的な農業の実践例となり、町全体の「有機の里づくり」の取り組みを推進する（環境保全）。

この取り組みに対して、本町では町との協働事業体とも言うべきNPO法人「いちじま丹波太郎」に、環境保全型農業の後継者及び担い手確保のための新規就農希望者の相談・助言・指導に係る業務
安心・安全な農産物の生産を支援する本町独自の制度に基づく作目ごとの栽培基準（いちじま安心・安全ブランド）の作成・栽培指導及び認定等の業務

未利用有機質資材の堆肥化及び栽培実証業務
を委託している。

また、NPO法人「いちじま丹波太郎」においても、農業経営確立のため確実に農地を確保する必要が

ある。つまり継続的に農地の利活用を図ることにより、食の安心と安全の確保のための取り組みの情報発信を行い、消費者・生産者に対して理解促進を図る。

したがって、モデルほ場等の設置により
栽培履歴のみならず、生産者の汗（努力）を伝える。
土づくりよる農地（土壌）の変化を伝える。
新たな栽培技術を伝える。

こうした取り組みを継続して情報提供することにより、理解者（消費者・生産者）のより一層の拡大を図る。

さらに、町単独の支援助成制度として
環境保全型農業に転換し、持続的で安定した農業を営むことを支援するため、安心・安全農産物生産等推進支援事業に基づき栽培方法による直接支払及び出荷販売に対する支援助成
エコファーマーの技術導入に対して、担い手農業者等育成助成金として、復田費用、機械及び資材への支援助成
新規就農希望者の育成確保対策として、新規就農希望者への研修費助成、農地等の賃借料助成（就農支援）及び受け入れ農家支援助成による新規就農者育成支援事業
を行っている。

これらを一体とした環境保全型農業等推進特区制度を導入し、特定法人であるNPO法人「いちじま丹波太郎」が、こうした地域農業の主体となることで、「有機の里いちじま」の確立が図られ、持続可能な食料・農業・農村の構築につながるものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

農業の担い手の減少と高齢化が進む中で、市島町の農業の活性化（環境保全型農業を推進する活動）を目的としたNPO法人「いちじま丹波太郎」が、新規就農希望者の受け入れ支援や環境保全型農業を推進する先導的な取り組み主体となることで、新規就農者を始めとする多様な担い手の確保や新たな環境保全型農業技術の導入が促進され、「有機の里づくり」の取り組みが一層推進されることが期待できる。

また、その就農者を担い手の減少と高齢化等の傾向が高くなると予測される地域から計画的に市島町の全域に分散させ、地域（集落）ごとの担い手と位置付けることにより、既存の農業者への波及効果も期待できるとともに、環境保全効果の誘因剤としての相乗効果もたらされ、農地の荒廃及び遊休化の防止が図られる。

さらに、新たな農業技術のモデルほ場等の設置に伴う環境保全型農業の普及により、有機栽培・特別栽培生産者及び栽培面積等の増加が期待できる。こうした生産者の栽培した農産物を、直売所の「まちおこし会館」での販売や、学校給食用の野菜を供給することにより、生産者の所得増加や生き甲斐づくり、ひいては地産地消・身土不二による消費者に安心・安全な農産物を提供することのみならず、児童・生徒に対する食農教育の一環を担うことにもなる。また、農地取得の下限面積要件の弾力化によって、小規模な面積での農地の取得が可能となり、新規就農者を始めとする多様な担い手による農地の保全や有効活用により、農業生産額の増加も見込める。

そして、この環境保全型農業等推進特区、すなわち特定法人であるNPO法人「いちじま丹波太郎」が主体となり、こうした地域農業の基底となる「有機の里いちじま」の確立によって、環境保全型農業の取り組み農家の増加につながり、担い手の育成確保及び地域の環境を守り農地を有効活用した持続可能な食料・農業・農村の構築が、周辺市町のみならず、全国への波及が期待できる。

・環境保全型農業の取り組みによる社会的経済的効果

現状は平成14年度、目標は平成20年度

水稲（環境保全型米）	現状	48ha	目標	80ha
JAS有機米	〃	10ha	〃	20ha
JAS有機栽培野菜	〃			
		40,000千円	〃	80,000千円（販売高）
特別栽培農産物（いちじま安心・安全ブランド）				
	〃	12,000千円	〃	30,000千円（販売高）
学校給食用野菜	〃	4t	〃	10t（供給量）
学校給食用米	町内産米による週5日完全米飯化			

・新規就農者の育成目標 現状 11人 目標 30人

・遊休農地、保全管理面積の解消目標（自己保全管理面積及び調整水田面積）

現状 115.8ha 目標 90ha

8 特定事業の名称

(1) 1001

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

(2) 1006

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 有機の里づくり事業等委託事業（NPO法人「いちじま丹波太郎」に委託）

環境保全型農業の後継者及び担い手確保のための新規就農希望者の相談・助言・指導に係る業務
 就農研修用農場にパイプハウスを設置し、ハウス栽培研修希望者の便益を図る 16年度より
 安心・安全な農産物の生産を支援する本町独自の制度に基づく作目ごとの栽培基準（いちじま安心・安全ブランド）の作成・栽培指導及び認定等の業務
 加工品（米粉パン、米粉ラーメン等）の開発、及び有機・特別栽培農産物の販路開拓（宅配、トラック販売他）業務 16年度加工所設置予定
 未利用有機質資材の堆肥化及び栽培実証業務
 土壌診断に基づく新有機堆肥の投入による土づくり実証業務 16年度より

(2) 安心・安全農産物生産等推進支援事業（生産者支援対策）

安心で安全な農産物生産に転換し、持続的で安定した農業を営むことを支援するため、有機栽培農産物又は特別栽培農産物を栽培する場合に支援助成金を交付。

栽培方法による助成（所得補償）
 直売所「まちおこし会館」での出荷販売支援

(3) 新規就農者育成支援事業（新規就農希望者の育成確保対策）

新規就農希望者に研修費助成（就農希望者支援）

新規就農希望者を実習生として受け入れる農家等に助成（受け入れ農家等支援）
新規就農希望者（定年後就農者等を含む）が就農するにあたり、農地や農業機械等を賃借した場合に賃借料を助成（就農支援）

（４）有機農産物等ブランド化推進事業

平成１５年度より国庫補助事業を受け、ＮＰＯ法人「いちじま丹波太郎」が事業主体となり実施。
・持続的農業等実践推進対策事業（米ぬかペレットによる無農薬、無化学肥料栽培米の実証等）

（５）病虫害管理体制整備事業

平成１６年度より国庫補助事業を受け、ＮＰＯ法人「いちじま丹波太郎」が事業主体となり実施。
・病虫害防除対策事業（地域防除プログラムを策定し病虫害のリスク管理体制を整備）

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1 0 0 1

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(農地の借り手)

兵庫県氷上郡市島町上垣 2 5 番 3

特定非営利活動法人 いちじま丹波太郎 (代表 山名 隆衛)

(農地の貸し手)

兵庫県氷上郡市島町上田 4 4 8 番 1

市島町

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定日

4 特定事業の内容

特定非営利活動促進法により「環境の保全」を図る活動を目的に設立され、構成員は市島町民を主体とする法人で、環境保全型農業を推進する活動を特定非営利活動に係る事業とする N P O 法人「いちじま丹波太郎」が、

新規就農希望者 (環境保全型農業研修生) 支援のための実習・研修用農場

環境保全型農業技術の研究・実証等のモデル農場

として、貸し付けによる農地の権利取得ができるように、特区制度を導入する。

また、この新規就農希望者の実習・研修農場は、就農後引き続き本人の就農地とするため、町内の区域を特定していない。このことは研修期間中に就農予定地において実践的な土づくりを行うとともに、就農者を担い手の減少と高齢化等の傾向が高くなると予測される地域から計画的に市島町の全域に分散させ、各地域 (集落) ごとの担い手として位置付けることにより、既存の農業者への波及効果、ひいては農村社会の活性化が期待できるためである。

さらに、新たな農業技術のモデルほ場等の設置に伴う環境保全型農業の普及により、有機栽培・特別栽培生産者及び栽培面積等の増加が期待できる。こうした生産者の栽培した農産物を、直売所の「まちおこし会館」での販売や、学校給食用の野菜を供給することにより、生産者の所得増加や生き甲斐づくり、ひいては地産地消・身土不二による消費者に安心・安全な農産物を提供することのみならず、児童・生徒に対する食農教育の一環を担うことにもなる。そして、この環境保全型農業等推進特区、すなわち特定法人である N P O 法人「いちじま丹波太郎」が主体となり、こうした地域農業の基底となる「有機の里いちじま」の確立によって、環境保全型農業の取り組み農家の増加につながり、担い手の育成確保及

び地域の環境を守り農地を有効活用した持続可能な食料・農業・農村の構築が、周辺市町のみならず、全国への波及が期待できる。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 経営構造対策推進事業による農家意向調査（アンケート調査）結果より

市島町では、平成14年度に経営構造対策推進事業に取り組んでおり、「経営構造確立構想」策定のために、町内の農家を対象（土地持ち非農家を含む）に意向調査（平成14年12月実施、アンケート調査票配布1,746戸、回収1,376戸、回収率78.8%）を行った。

その調査結果の特徴的な点として、

農業の中心的な担い手は60才以上が過半数（55.1%）を占めている。

農業後継者がいない、わからない農家が全体の6割を占めている。

今後、自ら耕作する農地の規模は、現状維持が7割を占めている。

いずれ離農する農家は12.8%。

農業機械は更新せずに、作業委託や機械の共同利用の傾向（約4割）がある。

等があげられ、高齢化や担い手不足、農業離れの傾向がみられる。

(2) 生産調整の実施状況（農地の利用状況）等より

農地の耕作状況等については、自己保全管理が101.1ha（平成15年度）あり、そのうち4年以上経過した農地が約4割（41ha）を占めており、調整水田の取り組みについても16.9haあり、労働力不足等に伴う作物不作付による生産調整対応面積が年々増加（生産調整対象水田面積の約1割）してきている。

また、農業委員会の農地パトロールにより6.63ha（平成15年8月現在）が荒廃農地として指摘を受けており、担い手不足等による復田が困難な農地は7.5割（5.01ha）を占めている。

(3) 農地流動化について

農地の利用権設定面積（平成14年12月）は211.2ha（設定率16.0%）となっており、兵庫県全体の平均（12.2%）を上回っているが、その流動化される農地については、連担的な条件下で効率的な生産が行える平野部に集中しており、山間部等の条件不利地では厳しい状況にある。

また、その反面、利用権設定後の合意解約が年々増加傾向にある。

現在、12名が認定農業者の認定を受けており、そのうち7名が作業受委託を営農類型にあげているが、今後、雇用等の形態をとらなければ、面積等の増加は見込めない状況にある。

(4) 農（林）業センサスによる農家等の推移

	平成2年	平成7年度	平成12年	H12/H2-1 (%)
農家人口（人）	6,530	5,910	5,717	12.5
農家数（戸）	1,520	1,455	1,391	8.5
経営耕地面積（a）	104,613	102,640	98,936	5.4
耕作放棄地（ha）	9.54	11.67	19.76	107.1

センサスによる農家数等の推移については表のとおりであるが、経営耕地は10年間で約57ha減少してきている。減少の理由として公共用地買収によるかい廃や農地転用等があげられ、耕作放棄地にあっては高齢化や離農及び条件不利地等によるものと考えられる。

兼業の水稲単作による自己完結型農業が中心の本町では、以上のような結果から、担い手の高齢化・農業離れの傾向や、後継者不在等の労働力不足による不作付地の増加、山間部等の農地の耕作者不足等により、遊休農地や効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するとともに、今後も拡大すると判断し、新規就農者の育成確保、環境保全型農業の普及拡大による「有機の里いちじま」の確立によって、地域の環境を守り農地を有効活用した持続可能な食料・農業・農村の構築につなげるため、特例措置を求めるものである。

別紙

1 特定事業の名称

1006

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

兵庫県水上郡市島町内の農地等の権利を取得する者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定日

4 特定事業の内容

現在、認定を受けている「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業」において、新規就農希望者の実習・研修用農場は、就農後引き続き本人の就農地となるが、農地取得に係る下限面積の弾力化によって、小規模な面積でも農地の取得が可能となり、より一層の就農促進が期待できる特区制度を導入する。

また、即就農を希望する者や定年帰農者等に対しても、同様に農地の取得が容易となり、こうした農業を営むことを目的にした多様な担い手の育成確保による農地の保全や有効活用によって、担い手不足の解消や農地の遊休化の防止を図り、持続可能な食料・農業・農村の構築による「有機の里いちじま」の確立を目指す。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 特例を受け定めようとする設定基準

10a(現状の面積 40a)

新規就農希望者及び農業委員会等の意見を総合的に判断し決定。

(2) 遊休農地及び効率的利用を図る必要がある農地が相当程度あると判断した根拠

経営構造対策推進事業による農家意向調査(アンケート調査)結果より

市島町では、平成14年度に経営構造対策推進事業に取り組んでおり、「経営構造確立構想」策定のために、町内の農家を対象(土地持ち非農家を含む)に意向調査(平成14年12月実施、アンケート調査票配布1,746戸、回収1,376戸、回収率78.8%)を行った。

その調査結果の特徴的な点として、

・農業の中心的な担い手は60才以上が過半数(55.1%)を占めている。

- ・農業後継者がいない、わからない農家が全体の6割を占めている。
 - ・今後、自ら耕作する農地の規模は、現状維持が7割を占めている。
 - ・いずれ離農する農家は12.8%。
 - ・農業機械は更新せずに、作業委託や機械の共同利用の傾向(約4割)がある。
- 等があげられ、高齢化や担い手不足、農業離れの傾向がみられる。

生産調整の実施状況(農地の利用状況)等より

農地の耕作状況等については、自己保全管理が101.1ha(平成15年度)あり、そのうち4年以上経過した農地が約4割(41ha)を占めており、調整水田の取り組みについても16.9haあり、労働力不足等に伴う作物不作付による生産調整対応面積が年々増加(生産調整対象水田面積の約1割)してきている。

また、農業委員会の農地パトロールにより6.63ha(平成15年8月現在)が荒廃農地として指摘を受けており、うち担い手不足等による復田が困難な農地は7.5割(5.01ha)を占めている。

農地流動化について

農地の利用権設定面積(平成14年12月)は211.2ha(設定率16.0%)となっており、兵庫県全体の平均(12.2%)を上回っているが、その流動化される農地については、連担的な条件下で効率的な生産が行える平野部に集中しており、山間部等の条件不利地では厳しい状況にある。しかしながら、その反面、利用権設定後の合意解約が年々増加傾向にある。

現在、12名が認定農業者の認定を受けており、そのうち7名が作業受委託を営農類型にあげているが、今後、雇用等の形態をとらなければ、面積等の増加は見込めない状況にある。

農(林)業センサスによる農家等の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	H12/H2-1(%)
農家人口(人)	6,530	5,910	5,717	12.5
農家数(戸)	1,520	1,455	1,391	8.5
経営耕地面積(a)	104,613	102,640	98,936	5.4
耕作放棄地(ha)	9.54	11.67	19.76	107.1

センサスによる農家数等の推移については表のとおりであるが、経営耕地は10年間で約57ha減少してきている。減少の理由として公共用地買収によるかい廃や農地転用等があげられ、耕作放棄地にあっては高齢化や離農及び条件不利地等によるものと考えられる。

兼業の水稻単作による自己完結型農業が中心の本町では、以上のような結果から、担い手の高齢化・農業離れの傾向や、後継者不在等の労働力不足による不作付地の増加、山間部等の農地の耕作者不足等により、遊休農地や効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するとともに、今後も拡大すると判断し、農地取得に伴う就農促進による、多様な担い手の育成確保によって、地域の環境を守り農地を有効活用した持続可能な食料・農業・農村の構築につなげるため、特例措置を求めるものである。

(3) 「農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない」と認めた根拠

2000年農林業センサスにおける町内農家の86.4%は第2種兼業農家、また、経営耕地面積が

50a未満の農家は46.4%であり、農業就業人口に占める60歳以上の割合は79.2%となっており、今後も兼業化・小規模化及び高齢化の進展が予想される。

現在、12名の認定農業者のうち7名が作業受委託を営農類型にあげているが、今後、雇用等の形態をとらなければ、面積等の増加は見込めない状況にある。

したがって、この特例措置によって農地を取得する新規就農者等が参入することで、担い手不足の解消や農地の遊休化の防止が図られことが期待でき、周辺の農地の利用増進に支障を及ぼさないと判断する。

また、全国に先駆けて全町ほ場整備に取り組んだ結果、大半が農業構造改善事業によるほ場整備であり、10a区画が全体の48%近くを占めている。このことによっても、新規就農者が1筆毎の区画整形された農地を、出発時である就農時から小区画面積で取得できることにより、就農もしやすく技術力の高まりにつれ順次規模拡大が可能となる。

農家戸数及び経営規模別内訳

(単位：戸、%)

区 分	総戸数		専業兼業別内訳			経営耕地面積規模別内訳				
			専業	第1種兼業	第2種兼業	0.5ha未満	0.5～1.0ha	1.0～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0ha以上
平成2年	1,520	戸	163	73	1,284	630	622	225	27	16
		率	10.7	4.8	84.5	41.4	40.9	14.8	1.8	1.1
平成7年	1,455	戸	215	115	1,125	624	579	208	21	23
		率	14.8	7.9	77.3	42.9	39.8	14.3	1.4	1.6
平成12年	1,391	戸	131	58	1,202	645	483	215	24	24
		率	9.4	4.2	86.4	46.4	34.7	15.5	1.7	1.7

農業就業人口の年齢構造の推移

(単位：人、%)

区 分		16～39	40～59	小 計	60～	70～	小 計	合 計
平成2年	人	209	365	574	699	555	1,254	1,828
	率	11.4	20.0	31.4	38.2	30.4	68.6	100.0
平成7年	人	178	294	472	579	597	1,176	1,648
	率	10.8	17.8	28.6	35.2	36.2	71.4	100.0
平成12年	人	125	152	277	409	648	1,057	1,334
	率	9.4	11.4	20.8	30.6	48.6	79.2	200.0

(4) 将来的に特例措置により許可を受ける者の目標

NPO法人「いちじま丹波太郎」が既の実施している特定事業と関連させ、新規就農希望者等の意向を尊重しつつも、担い手の減少と高齢化の傾向が高くなると予測される地域から、新規就農希望者等を計画的に配置する。

配置計画としては、平成16年度4名、平成17年度4名、平成18年度3名、平成19年度3名、平成20年度2名を目標とする。